

学生の修学支援

奨学金制度

○特待生制度

入学試験成績上位 60 名のうち入学した者を特待生とし、入学時の授業料 2,470,000 円を免除。

○奨学金等の制度

本学では、各種奨学金や金融機関との提携による融資など、奨学金制度を充実させ、学生を支援しています。詳しくは、教務課までお問い合わせください。

(1) 日本医科大学新入生奨学金（平成 28 年度新入生対象）

年間事業費：1,500 万円

学業に優れた学生且つ、経済的な状況も考慮し、初年度の学納金の一部を無利息で貸与する制度です。

〔平成 27 年度実績〕 貸与人数：11 名（平均貸与額：年額約 136 万円）

〔平成 26 年度実績〕 貸与人数：12 名（平均貸与額：年額約 125 万円）

(2) 日本医科大学奨学金（在学生 2 年次～6 年次）

年間事業費：5,000 万円。（平成 23 年度から、増額されています。）

学業人物ともに優れ、かつ経済的に困窮している学生に対し、学納金の全額または一部を無利息で貸与する制度で、毎年度募集し 1 年ごとに貸与します。

〔平成 27 年度実績〕 貸与人数：29 名（平均貸与額：年額約 98 万円）

〔平成 26 年度実績〕 貸与人数：34 名（平均貸与額：年額約 147 万円）

(3) 日本医科大学父母会奨学金（在学生 2 年次～6 年次）

年間事業費：1,000 万円（平成 23 年度から、増額されています。）

経済的に困窮し、かつ学業人物ともに優れた学生に対し、学納金の一部を無利息で貸与する制度で、毎年度募集し 1 年ごとに貸与します。

〔平成 27 年度実績〕 貸与人数：11 名（平均貸与額：年額約 91 万円）

〔平成 26 年度実績〕 貸与人数：11 名（平均貸与額：年額約 91 万円）

(4) 日本医科大学特別学資ローン制度

年間事業費：2,000 万円

本学が保証人となることにより、学費相当額を上限として無担保で金融機関から融資が受けられます。

〔平成 27 年度実績〕 融資人数：4 名（平均融資額：年額 313 万円）

〔平成 26 年度実績〕 融資人数：2 名（平均融資額：年額 335 万円）

(5) 日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）

詳細は日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

(6) 全国自治体との提携による奨学制度

地方自治体が運営する制度で、卒業後一定期間指定された医療機関に勤務した場合、奨学金の返還が免除されます。(詳細は、各都道府県又は市町村の HP でご確認ください)

① 千葉県医師修学資金貸与募集枠

【対象】：入学生 (3名)

【貸与額】：月額 30 万円 (6年間総額 2,160 万円)

【返還免除の条件】

- ・大学を卒業した日から 1 年 3 か月以内に医師免許を取得し、貸与期間の 1.5 倍の期間、県内の医療機関に勤務した場合、その返還は免除されます。

② 福島県地域医療医師確保修学資金貸与募集枠

【対象】：入学生 (1名)

【貸与額】：月額 23.5 万円 (その他：100 万円を上限に入学一時金を貸与。総額 1,792 万円)

【返還免除の条件】

- ・大学を卒業した後、2 年以内に医師免許を取得し、直ちに初期臨床研修に従事し、その後、継続して福島県が指定する医療機関に修学資金貸与期間の 1.5 倍の期間 (6 年の貸与機関に対して 9 年間) 勤務した場合は、修学資金の返還の債務の全部が免除されます。

③ 東京都地域医療医師奨学金 (一般貸与奨学金)

【対象】：5 年次 (貸与時、5 年次に在籍するもの)

【貸与額】：月額 30 万円 (2 年間で総額 720 万円)

【返還免除の条件】

- ・医師国家試験に合格し、初期臨床研修終了後、原則として 3 年間、小児医療・周産期医療・救急医療・へき地医療のいずれかの領域で、東京都の指定する医療機関に医師として従事したとき奨学金の返済が免除されます。

④ 静岡県医学修学研修資金貸与制度

【対象】：在学生 (1 年次～6 年次)

【貸与額】：月額 20 万円 (6 年間、総額 1,440 万円)

【返還免除の条件】

- ・初期臨床研修終了後、県内の県立病院、市町立病院などの公的医療機関のうち、本人の意向を聴取した上で県が個別に指定する医療機関で、医師として修学研修資金の 1.5 倍に相当する期間を勤務することで、貸与した資金全額の返済が免除されます。

⑤ 茨城県地域医療医師修学資金貸与制度

【対象】：入学生 (2名)

【貸与額】：月額 15 万円（6 年間総額 1,080 万円）

【返還免除の条件】

- ・大学卒業後、1 年 6 ヶ月以内に医師免許を取得した後、直ちに知事の指定する医療機関で 9 年間（臨床研修期間を含む）を医師として業務に従事したときは返還を免除されます。従事期間のうち 2 分の 1 以上の期間は「医師不足地域の医療機関」で勤務します。

(6) 金融機関等との提携ローン制度

本学の入学者及び在学者に対して、日本医科大学が提携する銀行または信販会社より学納金の融資等を受けられる制度です。

(7) その他

経済的に困難な学生に対して、2 年次以降は学費の分納制度があります。

○学生教育研究災害傷害保険制度

本学学生は、種々の教育研究活動および通学中の災害に対する被害救済の措置として、(財)日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険に加入しています。この保険は、入学時に 6 ヶ年分の保険料を納めることにより、正課授業、課外活動および通学中の災害に対し補償される制度です。

○国際交流

海外の病院での臨床実習も可能

第 6 学年で履修する臨床実習を海外の病院で行うことができます。6 学年の 4 月から 6 月にかけて行う選択臨床実習の実習先には海外の病院も含まれており、毎年、提携大学であるハワイ大学やジョージワシントン大学等を選択して実習に臨む学生が多数います(助成金制度あり)。

国際交流も積極的に推進

国際交流センターを窓口として、毎年 50 名もの留学生が本学のキャンパスで学んでいます。世界各国の医療機関や大学とも協定を結び、学生の派遣・受け入れや教員間の交流を図っています。海外からの研究者も毎年 30 数名ほど本学に在籍し、最先端の研究を行っています。